

平成27年7月 定例会

新潟東港地域水道用水供給企業団
議 会 会 議 録

(第 1 号)

新潟東港地域水道用水供給企業団議会

議 事 日 程

平成27年7月30日午後3時00分開議

日程第1 議 長 の 選 挙

日程第2 議 席 の 指 定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会 期 の 決 定

日程第5 副 議 長 の 選 挙

日程第6 報 告

出納検査の結果について

日程第7 議案第3号、第4号及び報告第1号、第2号について

(企業長 提案理由説明)

(監査委員 決算審査説明)

日程第8 議員派遣について

新潟東港地域水道用水供給企業団議会定例会議事録（第1号）		
開 議	平成 27 年 7 月 30 日 午後 3 時 00 分	
散 会	平成 27 年 7 月 30 日 午後 3 時 17 分	
出席議員	氏 名	氏 名
	志 田 常 佳	
	阿 部 松 雄	
	皆 川 英 二	
	五十嵐 完 二	
	宇 野 耕 哉	
	石 附 幸 子	
	佐 藤 武 男	
	若 月 学	
	小 坂 博 司	
	堀 常 正	
	宮 澤 光 子	
欠 席 議 員		
職務のため 出席した者の 職氏名	総務係主事 長谷川 拓 也	
説明のため 出席した者の 職氏名	企 業 長 篠 田 昭	
	監査委員 堀 常 正	
	事務局長 本 間 俊 秀	
	事務局次長 倉 島 正 義	
	事務局次長 吉 田 誠	
	総務係長 佐 藤 健太郎	
議事日程	別紙のとおり	

本日の会議に付した事件

議案番号	議案の件名	議決結果
議案第 3 号	利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
議案第 4 号	監査委員の選任について	同意
報告第 1 号	継続費繰越計算書の報告について	報告
報告第 2 号	資金不足比率の報告について	報告
	議員派遣について	決定

本日の会議に付した事件，選挙，選任

件 名	選挙，選任の方法
議長選挙	指名推選
副議長選挙	指名推選

午後3時00分開議

○事務局長(本間俊秀) 定刻になりましたが、本会議は統一地方選挙後最初の議会となりますので、議長・副議長が不在となっております。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

出席議員中、皆川英二議員が年長の議員ですので、ご紹介申し上げます。

[臨時議長 議長席に着席]

○臨時議長(皆川英二) ただいま紹介されました皆川でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

何とぞよろしく願いいたします。

仮議席の指定

○臨時議長(皆川英二) ここで議事の進行上仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

○臨時議長(皆川英二) それでは、ただいまから平成27年7月新潟東港地域水道用水供給企業団議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

日程第1 議長の選挙

○臨時議長(皆川英二) 最初に日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長(皆川英二) ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長(皆川英二) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長に不肖 私、皆川英二を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました皆川英二を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長(皆川英二) ご異議なしと認めます。したがって私、皆川英二が議長に当選いたしました。

ただいま当選しました皆川英二に、会議規則第30条第2項により告知をいたします。

[皆川英二議員当選挨拶]

○皆川英二 ただいま企業団議会の議長の職の推選を賜りました。身に余る光栄でございます。これからは、企業団の発展のため、先代議長に負けないように皆様のご協力を賜りながら、一生懸命頑張ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[皆川英二議員引き続き議長席に着席]

○議長(皆川英二) それでは、日程に従って議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第2 議席の指定

○議長(皆川英二) 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により、お手元の氏名標の位置に指定いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長(皆川英二) 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により

宇野耕哉議員及び小坂博司議員
を指名します。

日程第4 会期の決定

○議長(皆川英二) 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期、定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(皆川英二) ご異議なしと認めます。したがって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第5 副議長の選挙

○議長(皆川英二) 次に日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(皆川英二) ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選と決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(皆川英二) ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。副議長に若月学議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました若月学議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(皆川英二) ご異議なしと認めます。したがって若月学議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました若月学議員が、議場におられますので、会議規則第30条第2項により告知をいたします。若月議員ご挨拶をお願いします。

[若月学議員当選承諾及び挨拶]

○若月学 ただいま皆様方からご推選いただきました若月でございます。もとより微力ではございますが、企業団の発展のため、皆川議長さまのもと、しっかりと頑張っていく所存でございます。簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

日程第6 報告

○議長(皆川英二) 次に、日程第6、報告であります。

出納検査の結果についてであります。本件については、監査委員から報告書が提出されており、内容は、お手元に配布のとおりであります。

日程第7 議案第3号、第4号及び報告第1号、第2号について

○議長(皆川英二) 次に、日程第7、議案第3号、第4号及び報告第1号、第2号についてを一括議題といたします。企業長に提案理由の説明を求めます。

[篠田企業長提案理由説明]

○企業長(篠田 昭) 平成27年7月議会定例会に当たり、企業団の事業運営に対する所感の一端について述べさせていただくとともに、本日提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

福島第一原発事故による放射性汚泥の発生と、それらの適切な管理・保管など依然として、対応を余儀なくされているところではありますが、お陰をもちまして、ほぼ予定通り業務が進められておりますことを、ご報告いたしますとともに、これもひとえに議員各位並びに、構成団体の格別なご理解、ご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

既にご案内のように、当企業団の『東港地域水道ビジョンとその実施計画となるマスタープラン2011』については、平成25年度に現状分析の上、構成団体並びに議会議員の皆様からのお力を借りながら、見直しを実施し、事業運営を行っているところでありますが、引き続きこれらの計画に沿いながら、老朽施設の改良・更新や、基幹施設の耐震化などの重点事業を着実に進めてまいります。

今後も、企業団に求められている安心・安全な水道用水の安定供給を継続するためには、適切な施設更新などが必要となり、厳しい財政状況が続くことも想定されますことから、これまで以上に、健全経営の確保に努めてまいりますので、引き続き議員各位並びに、構成団体の皆様の一層のご助言、ご指導をお願いいたします。

それでは、本日提案いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

はじめに「議案第3号 平成26年度事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

平成26年度事業会計決算につきましては、監査委員の審査に付しておりましたが、審査を終え、結果の報告をいただきましたので、その意見書を添えて議会の認定に付するものであります。

その決算の概要について、でございます。

はじめに「収益的収入及び支出」の決算であります。収入は、営業収益、営業外収益、特別利益を合わせて11億7,944万円余となりました。

その主なものとしては、営業収益では、給水収益、営業外収益については、他会計繰入金と長期前受金戻し入れなどがあります。

また、特別利益については、平成25年度において、放射性汚泥に対応した関連費用について

東京電力からの損害賠償金と、その他の特別利益であります。

一方、支出につきましては、営業費用、営業外費用、特別損失を合わせまして10億9,228万円余となりました。

その主なものとしては、営業費用では、人件費、施設の運転費と維持費のほか減価償却費や資産減耗費などであり、営業外費用では、企業債利息と浄水汚泥等対策費などであり、特別損失では、会計制度改正に伴う移行処理分の執行となっております。

以上の収益的収入及び支出を収支した結果6,517万円余の純利益を確保することができました。

次に「資本的収入及び支出」の決算であります。収入は主に、建設改良に充当するための企業債と、構成団体の皆さまからの出資金などで、合わせて9,780万円余となりました。

これに対する支出は4億2,666万円余となりました。その主な内訳は、施設の建設改良工事費と、企業債償還金となっております。

なお、資本的収支決算において、収入額が支出額に対して不足する額は3億2,886万円余となりましたが、これについては「当年度消費税等資本的収支調整額、損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金」により補てんいたしました。

続いて、利益の処分についてご説明いたします。

先ほどの収益的収支の結果による、平成26年度純利益6,517万円余であります。議会の議決を得て1,630万円を減債積立金に、残りの4,887万円余を建設改良積立金として、処分を予定するものであります。

次に、「議案第4号」は人事案件であります。

当企業団の監査委員については、企業団規約第9条に定めるところにより、定数は2名、任期は4年となっております。このたび新発田市から選出されておりました「佐久間 敏夫」監査委員が、平成27年6月29日をもって辞任いたしましたため、1名が欠員となっておりますので、新たに新発田市選出の「佐藤 武男」氏を平成27年7月30日から平成31年7月29日までの4年間、企業団の監査委員として選任することについて、議会の同意を得ようとするものであります。

次に「報告第1号 継続費繰越計算書の報告について」であります。

これは、平成26年度から継続事業として開始した、施設更新事業などの継続費の繰り越しについてを計算書により、ご報告申し上げます。

次に「報告第2号 資金不足比率の報告について」であります。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条の規定に基づき、公営企業においては資金不足比率を算定のうえ、議会に報告し公表することになっております。

当企業団の平成26年度決算に基づく資金不足比率は、算定の結果0%でありました。

この結果について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

以上、提案いたしました議案の概要並びに結果報告について説明を申し上げます。

何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(皆川英二) 次に、監査委員の説明を求めます。

[堀代表監査委員決算について説明]

○監査委員(堀常正) 平成26年度事業会計決算審査の結果についてご報告いたします。

平成26年度決算については、平成27年6月1日に事務局から決算内容や事業の執行について説明を受け、決算書類が関係法令に準拠して作成されているかどうか、また、経営成績及び財政

状態が適正に表示されているかどうかを検証いたしました。

その審査結果の内容は、お手元の決算審査意見書のとおりであります。計数は正確で表示も執行も適正であると認めました。

以上で、決算審査報告を終わります。

○議長(皆川英二) ただいまの企業長及び監査委員の説明について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(皆川英二) 質疑なしと認めます。

ただいまから、討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(皆川英二) 討論はないものと認めます。

それでは採決いたします。採決の方法は、議案第4号、監査委員の選任については、除斥関係が生じますので、個々に採決いたします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(皆川英二) ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

ただいまから採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(皆川英二) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり可決及び認定することに決しました。

次に、議案第4号、監査委員の選任についてを採決いたします。

地方自治法第117条の規定により「佐藤武男」議員の退席を求めます。

[佐藤武男議員退席]

○議長(皆川英二) 議案第4号、監査委員の選任について、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(皆川英二) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は、これを同意することに決定しました。

[佐藤武男議員着席]

日程第8 議員派遣について

○議長(皆川英二) 次に、日程第8、議員派遣についてを議題といたします。

これは、地方自治法第100条第13項の規定に基づき、議会が議員を派遣することについて、会議規則第93条の2の規定による議決を得ようとするものであり、内容は、お手元に配布の議員派遣書のとおりであります。

ただいまから討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(皆川英二) 討論はないものと認めます。それでは、議員派遣書を採決いたします。

本件については、お手元に配布してあります議員派遣書のとおり決定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(皆川英二) ご異議なしと認めます。よって、議員派遣書のとおり決定いたしました。

○議長(皆川英二) 以上をもって本日の日程は、全部終了いたしました。

これをもって、平成27年7月新潟東港地域水道用水供給企業団議会定例会を閉会いたします。

午後3時17分閉会

招 集 年 月 日	平 成 2 7 年 7 月 3 0 日
開 会 の 時 刻	平 成 2 7 年 7 月 3 0 日 午 後 3 時 0 0 分
閉 会 の 時 刻	平 成 2 7 年 7 月 3 0 日 午 後 3 時 1 7 分
会 期	平 成 2 7 年 7 月 3 0 日 より 平 成 2 7 年 7 月 3 0 日 まで 1 日 間

以上会議のてん末を承認し，署名する。

平成27年7月30日

新潟東港地域水道用水供給企業団 臨時議長 皆川英二

同 議会議長 皆川英二

同 署名議員 宇野耕哉

同 署名議員 小坂博司

議員派遣書

地方自治法第100条第13項及び企業団議会会議規則第93条の2の規定により下記のとおり議員を派遣する。

新潟東港地域水道用水供給企業団
議 会 議 長

記

件 名	平成27年度新潟東港地域水道用水供給企業団議会行政視察
派遣議員 (11名)	志田 常佳 阿部 松雄 皆川 英二 五十嵐 完二 宇野 耕哉 石附 幸子 佐藤 武男 若月 学 小坂 博司 堀 常正 宮澤 光子
目 的	・水道事業の広域化への取り組みについて
場 所	・大阪府中央区谷町2-3-12 (大阪広域水道企業団) ・南あわじ市神代浦壁792-6 (淡路広域水道企業団)
期 間	平成27年10月28日～10月29日 (1泊2日)

議 席 表

(平成27年7月30日)

○
企業長

議会議長

○
運
營
委
員

志田 常佳 ○

○ 佐藤 武男

阿部 松雄 ○

○ 若月 学

皆川 英二 ○

○ 小坂 博司

五十嵐完二 ○

○ 堀 常正

宇野 耕哉 ○

○ 宮澤 光子

○
併
任
職
員

石附 幸子 ○

書
記 ○
○

事務局
○ ○ ○

事 務 局
○ ○

事
務
局 ○
○